

一般社団法人 松本薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人松本薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに長野県薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発達に関する事業
- (2) 薬剤師の職能の向上に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (6) 各種学校の環境衛生・保健安全に関する事業
- (7) 薬局並びに会営薬局の運営に関する事業
- (8) 薬業を通じて医薬品の流通及び使用の適正化に関する事業
- (9) 薬学生の育成に関する事業
- (10) 日本薬剤師会、長野県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (11) 会員の福利厚生事業
- (12) 機関誌並びに薬事関係書籍等の刊行に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であって、松本市、塩尻市又は東筑摩郡に住所又は勤務場所を有し、本会の目的及び事業に賛同し入会した者。また、正会員は、本会が承認した長野県薬剤師会の正会員であって、かつ日本薬剤師会の正会員となることとする。
- (2) 賛助会員 薬剤師以外の者であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体
- (3) 特別会員 薬剤師以外の者であって、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した個人
- (4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書に必要事項を記入し、会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは総会において別に定める。

- 2 賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。

（会員の義務）

第7条 会員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名等）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守しないとき
- (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名は、除名した正会員にその旨を通知しなければ、当該正会員に対抗することができない。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は第8条及び第9条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき
- (2) 総正会員の同意
- (3) 第7条第3項に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
- (4) 正会員が長野県薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき
- 2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員として

の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 事業計画書、収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 2 必要のある場合に臨時総会を開催する。
- 3 正会員の5分の1以上から、会議の目的事項及び召集の理由を示して請求がなされたとき臨時総会を開催できる。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 会員は、会長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。ただし、この請求は総会の日から6週間前までにしなければならない。

(議長の選出)

第15条 総会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、総会において正会員の中から選出する。

(議長の職務等)

第16条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第17条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上17人以内

(2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長、副会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者、副会長候補者の中から選定することができる。
- 4 監事のうち、1人を外部有識者とすることができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の意を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の意を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 28 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第 29 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第 30 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

(責任の免除)

第 31 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第 39 条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長より付議された事項の検討
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第40条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び長野県薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 職種部会及び委員会

(職種部会)

第41条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職種を同じくする会員は、理事会の承認を得て職種部会を設置することができる。

2 職種部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第42条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第43条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、毎事業年度終了後3箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するもの

とする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 定時総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第6号までの書類は、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時総会終了後遅滞なく公告しなければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（会計原則）

- 第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

- 第52条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 12 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 13 章 補 則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長及び副会長・専務理事・常務理事の氏名は、次のとおりとする。

会長 日野寛明

副会長 佐藤祐一、加賀美秀樹、長崎茂子

専務理事 小松 稔

常務理事 横林健二、小笠原博之、堀内 栄、田多井健介